

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン (平成20年6月13日付け林野庁長官より各都道府県知事あて)

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の機能の発揮を通じて国民全体に恩恵をもたらしており、これらの森林の多面的な機能の持続的な発揮を図ることは極めて重要である。

このような中、戦後築き上げてきた人工林を中心に利用可能な森林資源が充実しつつある一方、施業が十分行われていない森林の荒廃が懸念されており、集中的な間伐により、多様で健全な森林づくりに向けた基礎を確立するとともに、百年先を見据え長伐期化、広葉樹林化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進することが必要となっている。

特に、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書第3条の規定に基づく約束を履行するために、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第8条第1項に基づき平成17年4月に策定され、平成20年3月に全部改正された京都議定書目標達成計画においては、温室効果ガスの総排出量を平成20年度から平成24年度までの第一約束期間に基準年度の平成2年度から6パーセント削減することとし、このうち、森林吸収源において基準年度の総排出量に対し3.8%（13百万炭素トン）を確保することとされている。

京都議定書に基づき森林吸収源として認められる育成林は、「森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業（更新（地拵え、地表かきおこし、植栽等）保育（下刈、除伐等）間伐、主伐）が行われている森林」とされていることから、第一約束期間の森林吸収量の目標を達成するためには、特別の措置を講じることにより、これまでの実施水準に加えて毎年20万ヘクタールの追加的な間伐の実施を促進し、平成19年度から24年度までの6年間で全国で330万ヘクタールの間伐を集中的に実施することが必要である。

また、京都議定書に基づく森林吸収源として「新規植林」等も認められており、第一約束期間の森林吸収量の目標の達成を補強するものとして造林の実施を促進することが必要である。

更に、平成19年2月から、関係府省庁の連携を図り政府一体となって、「美しい森林づくり」に向けた適切な森林整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどの取組を幅広い国民の理解と協力の下で総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を展開しているところである。

このような事情を背景として、総合的かつ長期的な森林施業の規範を提示する森林法（昭和26年法律第249号）の体系の補完するための特別の措置を講ずる観点から、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第

32号。以下「法」という。)が、第169回国会において成立し、平成20年5月16日に公布・施行されたところである。

また、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則(平成20年農林水産省令第37号。以下「施行規則」という。)が公布・施行されるとともに、「特定間伐等の実施の促進に関する基本指針」(平成20年農林水産省告示第738号。以下「基本指針」という。)が公表されたところである。

第1 基本方針

1 基本方針の策定

都道府県知事は、基本指針に即するとともに、森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画(以下「地域森林計画」という。)に適合して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めることができること(法第3条第1項)。

京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標の達成という法制定の意義、取組が遅れば京都議定書における森林吸収量の目標のカウント上不利になること、都道府県知事が基本方針を定めなければ管内の市町村が特定間伐等の実施の促進に関する計画(以下「促進計画」という。)を作成できないこと等にかんがみ、市町村が促進計画に基づく特定間伐等を早急に開始することができるよう、都道府県知事は、可能な限り早期に基本方針を作成することが望ましいこと。

基本方針に定める特定間伐等の実施の促進の目標は、京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標の達成という法制定の意義を踏まえ、地域の森林の現況、森林所有者の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等の設置状況、林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、意欲的な数値目標を設定することが望ましいこと(基本指針第1)。

2 農林水産大臣への協議

法第3条第3項の規定に基づく基本方針の協議は、施行規則第1条第1項により、協議書を農林水産大臣に提出して行うこと(施行規則第1条第1項)。

この農林水産大臣への協議は、都道府県知事が定める基本方針の内容が、基本指針に適合することを確保する観点から行うものであること。

3 基本方針の公表

法第3条第4項の規定に基づく基本方針の公表は、当該都道府県の事務所において縦覧に供することやホームページへの掲載等により行うこととなるが、当該都道府県の広報にその概要を掲載すること等により、可能な限り幅広い公衆の縦覧に供されるよう努めること。

4 関係市町村長への通知等

法第3条第4項の規定に基づく基本方針の関係市町村長への通知及び農林水産大臣への報告は、関係行政機関等の円滑な協力・連携を図る観点から行うものであることから、基本方針の公表後可及的速やかに行うこと。

5 基本方針の変更

基本方針を定めた都道府県知事は、森林の現況、経済的・社会的条件の変動等に伴い、その内容を変更する必要があると認められるときは、当該基本方針を変更すること。この場合において、法第3条第3項及び第4項の規定が準用されること。

また、基本方針の変更に関する農林水産大臣への協議は、協議書、変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を農林水産大臣に提出して行うこと（施行規則第1条第2項）。

第2 特定間伐等促進計画

1 特定間伐等促進計画の作成

市町村は、基本方針に即するとともに、森林法第10条の5第1項の規定によりたてられた市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に適合して、当該市町村の区域内における促進計画を作成することができること（法第4条第1項）。なお、促進計画の様式については、別記様式及び都道府県知事が定める基本方針を参考とすること。

京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標の達成という法定の意義、特に、取組が遅れれば京都議定書における森林吸収源としてのカウント上不利になること等を踏まえ、都道府県知事による基本方針の策定後、可能な限り早期に促進計画を作成することが望ましいこと。

促進計画の作成に当たっては、促進計画の作成主体となる市町村は、森林組合等の地域の関係者との連携を密にしつつ、十分な調整を行うこと。

2 促進計画に定める事項

促進計画は、都道府県知事が定める基本方針に即して、以下の事項に留意しつつ定めること。

(1) 促進計画の区域（法第4条第2項第1号）

市町村は、都道府県知事が基本方針において定めた「特定間伐等の実施を促進するために措置を講ずべき区域の基準」に即して、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域（以下「特定間伐等促進区域」という。）を設定すること。

特定間伐等促進区域は、間伐が適正に実施されていない森林等、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、特定間伐等（間伐又は造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置を含む。）を実施することが適当と認められる森林の区域を対象として設定するものとする（基本指針第2）。

ただし、国有林については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林を除き、対象の区域として設定しないものとする。

なお、促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示すこと。

（2）促進計画の目標（法第4条第2項第2号）

市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標は、原則として、平成24年度までに実施すべき間伐面積、造林面積等の定量的な指標を用いて具体的に記載すること。

特に、京都議定書の第一約束期間における森林吸収量の目標の達成という法制定の意義を十分に踏まえ、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等の林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、意欲的な数値目標として設定することが望ましいこと（基本指針第1）。

（3）特定間伐等の実施に係る事項（法第4条第2項第3号）

間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐立木材積、間伐方法及び林齢その他間伐に関する事項（第3号イ）

イ 実施区域

間伐の事業を実施する森林の区域は、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、適切に実施することが予定されている区域とすること。

なお、当該森林の区域は、字及び地番並びに林班及び小班等により具体的に特定するとともに、図面において当該区域を具体的に明らかにすること。

ロ 実施主体

間伐の事業の実施主体は、促進計画に従って平成20年度から平成2

4年度までの間において確実に特定間伐等を実施することが見込まれる者であり、特定間伐等を実施するのに十分な意欲、技術、資力等を有する者であれば幅広く促進計画に位置づけることとし、市町村、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体、特定非営利活動法人、ボランティア団体等の地域における多様な主体の活力を幅広く活用していくこと（基本指針第3の1の（1））。

八 実施時期

間伐の事業の実施時期は、実施主体の意向等を踏まえ設定すること（基本指針第3の1の（2））。

二 実施方法

市町村森林整備計画に定められている間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法、間伐を実施すべき森林の立木の収量比数等の間伐の基準に即して、適切に間伐を実施すること。

ホ 保安林内での特定間伐等の実施

森林法第25条の規定する保安林及び同第29条に規定する保安林予定森林内並びに同第41条に規定する保安施設事業実施予定箇所において行う特定間伐等を促進計画に位置づけようとする場合には、あらかじめ都道府県の保安林担当部局と十分な調整を図ること。この際、森林法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林のうち間伐を必要とするものについては、積極的に特定間伐等促進区域に含めることとし、地域森林計画に定められた要整備森林について実施すべき施業の方法に従い、その解消に努めること（基本指針第3の1の（3））。

へ 要間伐森林の解消

森林法第10条の5第2項第5号に規定する要間伐森林については、積極的に特定間伐等促進区域に含めることとし、本法に基づく措置を活用して、「市町村森林整備計画制度等の運用について」（平成3年7月25日付け13林野計第305号）等に即して適切に間伐を実施し、その解消に努めること（基本指針第3の1の（3））。

ト スギ花粉発生抑制への配慮

特定間伐等の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成20年3月31日付け19林整研第1492号林野庁長官通知）を踏まえ、都市周辺等のスギ林の分布状況に応じて、雄花の多いスギ林分の

間伐等の推進に努めること。

造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項（第3号ロ）

イ 造林の実施区域等

造林を実施する森林の区域、造林の実施主体、実施時期、実施方法は、のイから二までの規定に準じて適切に設定すること。

なお、植栽前の地拵え、植栽後の下刈等を実施する場合は、その実施主体、実施時期、実施方法についても併せて記載すること。

ロ 造林未済地の解消

造林未済地（人工林伐採後3年を経過してなお更新が完了していない森林をいう。）については、積極的に特定間伐等促進区域に含めることとし、本法に基づく措置を活用して、適切に造林を実施し、その解消に努めること。

八 農地への造林

造林を行おうとする土地が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあるときは、当該土地について、農業振興整備計画の変更の手続を経て、確実に地域森林計画に編入される見込みがある場合に限ること。また、造林を行おうとする土地が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地に該当するときは、当該土地について、農地転用許可の見込みがある場合に限ること。

こうした法令に基づく許認可が必要な場合においては、あらかじめ、当該許可権者等の担当部局との調整を図っておくこと。

二 保安林内での特定間伐等の実施

保安林内で造林を行おうとする場合においては、第22(3)ホと同様、都道府県との調整等に配慮すること。

間伐又は造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項（第3号ハ）

特定間伐等の実施に必要となる作業路網、土場等の設置場所、設置主体、設置時期、設置規模及び設置方法を具体的に記載すること。

また、この作業路網等の設置については、林道の既設開設路線又は地域森林計画に定められている開設計画路線と整合性を確保すること（基本指

針第3の1の(3))

(4) その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

法第4条第2項第4号に規定する特定間伐等の実施の促進に関する事項として、特定間伐等の実施の促進を図るために行う、実施主体に対する相談・援助窓口等の設置、集落座談会・講習会等の開催、森林の境界確定のための作業、不在村森林所有者への働きかけ等に関する取組等を具体的に記載することができること。

また、間伐材の搬出は、資源の有効利用に寄与するとともに、その採算性を向上させることにより森林所有者等の実質的な負担軽減を可能とするものであることから、地域の実情に応じて、搬出を伴う間伐を促進することが必要であり、促進計画に位置づけることが望ましいこと(基本指針第4の1の(1))。

(5) 市町村以外の実施主体の同意

促進計画に市町村以外の者が実施する特定間伐等に係る事項を記載する場合にあっては、法第4条第3項の規定により、当該者の同意を得なければならないこと(法第4条第3項)。

また、森林所有者等の関係当事者についても、あらかじめ、その同意を得ることが望ましいので留意すること。

(6) 提案制度の活用

特定間伐等の実施を促進する上で、最も効率的な作業路網の設置方法や間伐等の施業の集約化等について、市町村以外の方の自主性及び創意工夫を発揮することが重要であり、法第4条第4項に規定する市町村以外の方による促進計画に対する提案制度について周知・啓発に努めるとともに、当該制度を積極的に活用すること(基本指針第3の1の(4))。

また、手続の透明性を確保するため、提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた促進計画の案を作成するかどうかを判断し、その必要がないと判断したときは、提案者に対しその旨及びその理由を通知しなければならないこと(法第4条第5項)。

(7) 都道府県知事への協議

法第4条第6項の規定に基づく促進計画の協議は、協議書、促進計画及び特定間伐等促進区域を表示した図面を都道府県知事に提出して行うこと(施行規則第2条第1項)。

また、本協議は、市町村が定める促進計画の基本方針への適合性を確保する

観点から行うものであり、都道府県知事は、同促進計画が基本方針に照らして適当でないとき、市町村に対し内容を改善するよう助言するものとする。

(8) 促進計画の公表

法第 4 条第 7 項の規定に基づく促進計画の公表は、市町村の広報にその概要を掲載するとともに、当該市町村の事務所において縦覧に供することやホームページへの掲載等により行うこととし、可能な限り幅広く公衆の縦覧に供されるよう努めること。

(9) 促進計画の写しの送付

法第 4 条第 7 項の規定に基づく都道府県知事への促進計画の写しの送付は、原則として、促進計画を公表した日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(10) 促進計画の変更

促進計画を作成した市町村は、森林の現況、経済的・社会的条件の変動等に伴い、その内容を変更する必要があると認められるときは、当該促進計画を変更すること。この場合において、法第 4 条第 3 項から第 7 項までの規定が準用されること（法第 4 条第 8 項）。

なお、都道府県知事はその判断により定めた基準の範囲内で行う軽微な変更については、市町村長が都道府県知事と行う包括協議をもって、個別の変更協議に代えることも可能と解されること。

また、促進計画の変更に関する都道府県知事への協議は、協議書、変更しようとする事項及び理由を記載した書類、当該変更に係る森林の区域を表示した図面を都道府県知事に提出して行うこと（施行規則第 2 条第 2 項）。

(11) 促進計画に基づく特定間伐等の実施に当たっての助言・指導等

都道府県又は市町村は、促進計画に実施主体として位置づけられた者が、同促進計画に従って確実に特定間伐等を実施し、同促進計画の目標が達成されるよう、その実施状況の把握、実施主体との連絡調整、適時・適切な助言・指導等を行うものとする。

第 3 交付金の交付

1 交付金を充てて実施すべき特定間伐等の考え方

法第 5 条第 2 項に基づく交付金を充てて実施すべき特定間伐等は、促進計画に定められた目標の達成に資するよう、促進計画に基づき特定間伐等促進区域

において実施すべき特定間伐等のうち、当該特定間伐等促進区域内の特定間伐等の実施を効果的・効率的に推進するため必要となる基盤の整備や隘路の解消等を図る観点から実施する特定間伐等の事業であるので、十分に留意すること（基本指針第3の2）。

このため、交付金を充てて行う事業は、当該事業を実施した場合に、当該市町村の区域における各種特定間伐等の実施を促進する波及効果や呼び水効果の高い事業とすること。なお、市町村が自ら実施する場合は、これらの効果が特に高い事業を実施するよう留意すること（基本指針第3の2）。

2 促進計画の提出

市町村は、3の交付金を充てて促進計画に基づく特定間伐等の実施をしようとするときは、当該促進計画に次の書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならないこと（法第5条第1項、施行規則第3条）。

- (1) 促進計画の区域を表示した図面（施行規則第3条第1号）
- (2) 交付金の額の限度を算出するために必要な資料（施行規則第3条第2号）

3 交付金の交付

国は、1の都道府県又は市町村に対し、提出された促進計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができること（法第5条第2項）。

この場合において、交付金は、促進計画を提出した市町村ごとに交付するものとし、その額は、交付金に係る交付要綱等の定めるところにより算出された額を限度とすること（施行規則第4条第1項）。

このほか、交付金の交付手続、交付金の経理その他必要な事項については、交付金に係る交付要綱等の定めるところにより行わなければならないこと（施行規則第4条第2項）。

第4 地方債の特例

法第6条第1項の地方債の特例は、促進計画に基づき実施される特定間伐等について、その森林の有する資本的価値等に着目しつつ、集中的な間伐等に伴う地方公共団体の財源の確保、財政負担の平準化等を図る観点から、当該特定間伐等の実施又は助成に要する経費を、地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）第5条第1項第5号に規定する経費（公共施設又は公用施設の建設事業に要する経費）とみなすものであり、同特例の対象は、特定間伐等促進区域において実施する特定間伐等に係る第3の交付金事業及び森林法第193条等に規定する国庫補助事業等（森林環境保全整備事業（農業用水水源地域保全整備事業及び漁場保全関連特定森林整備事業を含む）、森林居住環境整備事

業のうち造林関係事業)における都道府県又は市町村の負担分を対象とすること。

同特例措置を活用した地方債の発行については、法第6条第1項に規定する総務省令及びこれに関連して総務省から発出される通知に従って、円滑かつ適切に実施すること。

第5 伐採の届出の特例

特定間伐等の実施主体として促進計画に定められた者が当該促進計画に従って行う立木の伐採については、森林法第10条の8の伐採及び伐採後の造林の届出の規定は適用しないものであること(法第7条)。

これは、市町村は、市町村森林整備計画に適合して定める促進計画において、特定間伐等の実施主体、実施区域、実施方法等を記載することとしており、この内容に従って行う間伐については、森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の趣旨に合致した伐採であることが確認されることから、手続を簡素化し、間伐等の実施を促進する観点から設けられたものであること。

なお、促進計画に係る伐採一般については伐採後の届出は不要であるが、森林施業計画に係る森林の伐採については、森林法第15条による伐採後の届出が必要であることに留意すること。

第6 その他留意事項

以下の取組については、特定間伐等の実施の促進を図る上で重要な事項であり、地域森林計画及び市町村森林整備計画に定められている事項と整合性を図りつつ、適切に実施すること。

1 利用間伐の促進

間伐材の利用は、地球温暖化の防止に資するものであり、採算性を向上させることにより森林所有者等の森林施業の実質的な負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の用途開拓をはじめとした間伐材の利用促進に努めることが必要であり、間伐材の利用に資する各種事業等を積極的に活用すること(基本指針第4の1の(1))。

2 森林施業の共同化の促進

「森林組合等の組織及び事業運営に関する今後の指導の方針について」(平成19年9月3日付け19林政経第192号林野庁長官通知)に基づき、森林組合等における提案型集約化施業を実施し得る体制の構築等をはじめとした取組を着実に進めるとともに、森林施業プランナーの育成等、間伐等の施業の集約化に資する各種事業を積極的に活用すること(基本指針第4の1の(2))。

3 林業に従事する者の養成及び確保の促進

UIJターン者をはじめ林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、特定間伐等の担い手となり得る林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導等に努めることが必要であり、こうした観点から実施されている各種事業を積極的に活用すること（基本指針第4の1の（3））。

4 林業機械化等の促進

特定間伐等の実施の促進に資するよう、「高性能林業機械化促進基本方針（平成12年4月11日付け12林野普第43号林野庁長官通知）に即し、各地域における作業条件、経営条件等に応じて、高性能林業機械作業システムの導入、普及・定着の条件整備等を積極的に図ること（基本指針第4の1の（4））。

5 不在村森林所有者等への取組の促進

間伐等の森林施業が適正に実施されていない不在村森林所有者に係る森林については、「ふるさと森林会議」の開催や司法書士団体と森林組合系統との連携等により、不在村森林所有者への施業の働きかけを推進することが必要であり、こうした観点から実施されている各種事業を積極的に活用すること。

また、関係行政機関・団体と密接に連携して、所有者や境界が不明となっている森林についてその所有者等を明らかにするための取組の実施に努めることが必要であり、こうした観点から実施されている各種事業を積極的に活用すること（基本指針第4の1の（5））。

併せて、不在村者所有森林の所在及び面積、当該森林を所有する者の氏名等を記載した不在村森林所有者台帳を地域の实情に応じて順次整備すること。

6 林業普及指導事業による取組

間伐の促進にあたっては、森林施業の集約化を行う林業事業体への支援の強化、路網と高性能林業機械を施業地の条件に応じて一体的に組み合わせた効率的な作業システムの推進、「特定間伐等促進計画」に関する市町村との連携の強化、間伐等の森林整備推進のための普及指導協力員の活用を推進すること。

林業の現場において、森林所有者や林業事業体等に対して直接指導を行う林業普及指導事業の果たす役割はますます重要になっていることや、平成16年3月の森林法改正において、要間伐森林制度や施業実施協定制度的における市町村の役割が拡大していること、間伐等促進法に基づく「特定間伐等促進計画」の円滑な実施が求められていることなどを踏まえ、市町村が行う森林・林業に関する施策が効果的に実施されるよう、林業普及指導員が市町村に対する技術

的サポートを行うとともに、引き続き森林施業計画の作成に必要な森林所有者の合意形成を図るための市町村に対する指導助言等を図ること。

7 「美しい森林づくり推進国民運動」との連携

平成19年2月から、幅広い国民の理解と協力のもと、「美しい森林づくり推進国民運動」を展開しており、この運動において、官民一体となって、国産材利用を通じた適切な森林整備、森林を支える生き生きとした担い手づくり・地域づくり、都市住民や企業等の各種取組を総合的に推進しているところであるが、当該運動を推進するために、都道府県段階又は市町村段階において、地方自治体、森林所有者、森林組合、森林整備法人、素材生産業者、特定非営利活動法人、ボランティア団体等の幅広い者が参画した協議会等が設けられている場合には、当該協議会等と密接に連携を図りつつ、特定間伐等の実施の促進に向けた機運醸成、普及・啓発等に努めること（基本指針第4の2）。